

平成21年 第11回
教育委員会臨時会会議録

平成21年10月27日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2290号

平成21年第11回臨時会

日 時 平成21年10月27日(火) 午前10時01分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	南 條 弘 至
	委 員	澤 孝一郎
	委 員	半 田 吉 恵
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	伊藤 康博
	(庶務課長兼務)	
	学校施設計画担当課長	野澤 靖弘
	学務課長	新宮 弘章
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	図書・文化財課長	森 信二
	指導室長	加藤 敦彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡田 圭子
	庶務課庶務係	常盤 茂

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2285号 第7回定例会(平成21年7月14日開催)

第2286号 第10回臨時会(平成21年7月28日開催)

日程第2 審議事項

1 議案第39号 平成21年度港区指定文化財の指定について

日程第3 教育長報告事項

1 平成21年特別区人事委員会勧告について

2 平成22年度幼稚園園児募集要項について

「開 会」

○小島委員長 それでは、平成21年第11回港区教育委員会臨時会を開会いたします。
それでは日程に入ります。

(午前10時01分)

「会議録署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は半田委員にお願いいたします。

第1 会議録の承認

第2285号 第7回定例会（平成21年7月14日開催）

第2286号 第10回臨時会（平成21年7月28日開催）

○小島委員長 まず日程第1、会議録の承認。

第2285号、第7回定例会（平成21年7月14日開催）、次に、第2286号、第10回臨時会（平成21年7月28日開催）の両定例会の会議録は承認ということによろしいですか。

（異議なし）

○小島委員長 それでは、承認ということで決定いたします。

第2 審議事項

1 議案第39号 平成21年度港区指定文化財の指定について

○小島委員長 続きまして、日程第2の審議事項に入ります。

議案第39号、「平成21年度港区指定文化財の指定について」。港区指定文化財の指定については、7月28日開催の第10回臨時会におきまして、4点について港区文化財保護審議会に諮問することの承認をいただきまして、諮問したところです。この諮問に係る4点について、今回、港区文化財保護審議会から答申がありました。図書・文化財課長、ご説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、ただいま議題になりました議案第39号、「平成21年度港区指定文化財の指定について」、ご説明させていただきます。議案資料ナンバー1をご覧くださいと思います。1枚おめくりいただきますと、答申文の一番最初の部分が出ておりまして、本年、10月21日、港区文化財保護審議会会長の河合正朝から、教育委員会委員長・小島洋祐の方に提出されたものでございます。

内容でございませけれども、今、委員長の方からお話をいただきました4件の諮問でございましたけれども、審議した結果、答申の内容として、指定文化財として今回指定するものは3件でございませ。いずれも有形文化財でございませ。

一つ目が、かがみを1枚めくっていただきまして3ページ目でございませけれども、有形文化財の善福寺本堂でございませ。名称としては、善福寺本堂と、つれたりといまして欄間彫刻部材及び金具ということで、員数は、1棟、部材60点、金具3点でございませ。所有者は、善福寺と

いうことになってございます。

理由につきましては、諮問時等にご説明いたしておりますので、ここでは省略をさせていただきます。

二つ目が、有形文化財で、旧協働会館。こちらは、員数は1棟、所有者は港区でございます。こちらの方は建造物として有形文化財として指定をさせていただきたいと考えております。

3枚目、三つ目ですけれども、こちらは有形文化財（歴史資料）及び有形民俗文化財といたしまして、会津松平家由来の常香盤。「香盤時計」とも申します。こちらは、員数1点、所有者は実相寺でございます。こちらについては、指定ということで答申をさせていただきました。

4枚目でございます。史跡として旧朝香宮邸を検討するというので諮問いただいたわけですが、今回、この所有者の東京都の方が今年度より旧朝香宮邸本邸を含めた保存計画を検討するということが調査の段階で明らかになってまいりました。そういうこともございまして、今回は港区の指定文化財としての指定は見送りをさせていただきたいという答申でございます。

ですので、本件につきましては、善福寺本堂、旧協働会館、会津松平家ゆかりの常香盤という3点の港区指定文化財の指定ということで答申をいただいたわけでございます。何とぞこのとおりご決定をいただきたいと思います。

本案をご決定いただいた後は、告示をいたしまして広くお知らせをするとともに、『広報みなと』の11月1日号を今のところ予定しておりますけれども、特集号をもちまして広く区民の皆様方にお知らせをしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○小島委員長 ただいまの図書・文化財課長の説明に対して、何かご質問ございますでしょうか。

○澤委員 最後の、旧朝香宮邸の理由のところ、東京都が保存計画を検討中であるというのは、修理か何かを考えている、具体的にはそういうことですか。

○図書・文化財課長 委員ご指摘のとおりで、一部修理をしたいと考えているようでございます。現在も、東京都の有形文化財のうち、建造物、建物だけがそういうことになっておりますので、修理には許可とかそういう問題が起こります。それと、この建物に附属して、管理棟ですとか、そういうところも残っておりまして、そういうところ全体を含めた保存計画を東京都の方で検討すると聞き及んでいきますので、それによりまして、今回は港区として指定文化財として——港区はその土地から地域全体を史跡として指定しようと考えてございましたけれども、東京都の方でさらにそういう保存計画の中で検討するというのでございましたので、今回は港区としては指定の方は見送りさせていただきたいということでございます。

○澤委員 なるほど。その東京都の計画、あるいは結果がわからないと、どこからどこまでとか、そういう範囲の指定が難しいというか困難なのでしょうか。

○図書・文化財課長 そのとおりでございます。

○澤委員 はい、わかりました。

○南條委員 2件目の旧協働会館は、今、改修中ということなのですか。

○**図書・文化財課長** 現在は、東京都の方で、雨漏りがひどかったので屋根の補修が終わっております。それから、建物が若干傾いておりましたので、現在は、倒壊しないように、中に鋼材を入れて全部とめて崩れないように補強してございます。

○**南條委員** その後はどういう予定になりますか。一般開放は。

○**図書・文化財課長** 芝浦協働会館につきましては、保存の方法、それから、その後どのように地元で活用するのかなど、そういった件につきましては、芝浦港南地区総合支所の方で地元と協議をしているさなかでございます。現在は、まだその方向性については私の方では聞き及んでございません。

○**南條委員** ありがとうございます。

○**澤委員** 確認ですけれども、今、森図書・文化財課長が「東京都が」と言っていましたよね。所有は港区ですよ。そうすると、都の補助金か何かでやっている、そういうことですか。

○**図書・文化財課長** 今、私、「東京都が」と申し上げましたのは、今年の平成21年3月31日までは東京都の所有でございました。本年4月1日に東京都から旧協働会館については譲渡を受けてございます。ですので、東京都が港区に譲渡する前に建物の工事だけ先に……。

○**澤委員** なるほど。では、それは前回のときにちゃんと説明を聞いているわけですね。わかりました。

○**半田委員** 三つ目のもそうなのですけれども、ぜひ拝見したいと思うすてきな香炉、時を告げる香炉ということで、これは将来的に一般の方が見たりとか、私どもが拝見したりするチャンスはあるのでしょうか。

○**図書・文化財課長** その件につきましては、今後、実相寺さんにご相談をしていかなければいけないと思いますけれども、直接、実相寺さんの方でそういう公開のご予定を組んでいただけるのか、あるいは、私どもの郷土資料館の方でも来年度早々に指定文化財の展示などを考えておりますので、そのときにお借り受けすることができればそういうところで展示したい。いずれかの方法で公開を考えたいと思っております。

○**小島委員長** ほかに何かございますか。

○**南條委員** 楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

○**小島委員長** この案件は、前の当委員会で十分審議した案件ですので、この程度でよろしいでしょうか。

ただいま図書・文化財課長から説明があったとおり、港区文化財保護審議会から、旧朝香宮邸を除き3点について文化財として指定するのにふさわしいという答申をいただきました。この議案第39号についてですが、港区文化財保護審議会の答申どおり、3点について港区指定文化財に指定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○**小島委員長** ご異議なきものと認め、3点について港区指定文化財に指定することに決定いたしました。

第3 教育長報告事項

1 平成21年特別区人事委員会勧告について

○小島委員長 続きまして、日程第3、報告事項に入ります。

まず第1番目、「平成21年特別区人事委員会勧告について」、庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、去る10月8日、特別区人事委員会から今年度の職員の給与等に関する勧告が出されましたので、本日はその内容についてご報告を申し上げます。赤でスタンプされた資料ナンバー1をご覧ください。

人事委員会勧告の概要でございますが、まず1点目といたしまして、月例給与、すなわち月給の引き下げが勧告されてございます。民間企業等の従業員の給与と比較した結果、公務員の給与の方が額にして1,605円、率にして0.38%上回っていることから、この額を調整するために給料表を引き下げの方向で改定するという内容でございます。

2点目は、期末手当及び勤勉手当、いわゆるボーナスでございますが、これにつきましても、民間との比較において我々公務員の方が現行では高くなっているのです、その分だけ引き下げするという内容でございます。現行4.50カ月を0.35カ月引き下げて4.15カ月にするという内容でございます。

なお、今年の5月、6月に支給される期末勤勉手当につきまして、民間の経済危機等の影響によるボーナス等の著しい減少を受けまして、緊急の措置として0.2カ月分を凍結するという措置がなされてございます。したがって、この0.2カ月凍結分はそのまま支給しないということで最終決定を見ると同時に、この0.35カ月から0.2カ月分を引いた残りの0.15カ月分について所要の措置を講ずるという形になってございます。

3点目でございます。地域手当の支給割合改定に伴う配分の見直しということで、既に地域手当につきましても、平成22年度までに18%まで改定をするということが決定されてございますが、経過措置として、1年当たり1%ずつ引き上げていくという措置がとられてございます。今年度は現行16%から1%引き上げまして17%にするという内容でございます。ただし、地域手当の引き下げに伴う金額の増加分とほぼ同額を給料月額を引き下げるといった措置をとりまして、結果として、給料月額と地域手当を合わせた金額が現行の水準と同程度になるといった措置がとられてございます。

主な内容は以上の3点でございます。恐れ入りますが、2ページ目をご覧ください。これは人事委員会で発表されました勧告の概要でございますが、ただいま説明をさせていただいたもの以外に、冒頭の「本年の勧告のポイント」の四角く囲ってあります2の2番目の「○」をご覧ください。給与構造の改革の一環としまして、先ほどご説明いたしました地域手当の支給割合の見直しと同時に、給与カーブのフラット化の措置が講じられてございます。説明にあるとおり、若年層の引き下げを緩和して、中高年齢層職員との世代間配分の是正を図るというものでございます。今申し上げました

ものをわかりやすくするために、参考資料として、席上配布をさせていただきました。資料をご覧ください。

これは、現行の幼稚園教育職員の給料表と勧告の金額との比較表でございます。幼稚園教育職員は、表にあるとおり、1級から3級までに分かれてございます。それぞれの号給、一番左の1号から4ページ目の最大177号給までございますけれども、現行の金額と勧告の金額を比較いたしますと、ご覧いただいておりますように、号給の早いところ、比較的若い教員がこの号給に当たるわけでございますけれども、ここの回答は比較がゼロとなっております。つまり、フラット化を図ることによって、本来ならば引き下げなければいけないこの部分について引き下げないという趣旨でございます。以降、金額と増減率の欄を見ていただくとわかりますが、号給の若い層ほど引き下げの比率が少なくなっておりまして、2ページ目、3ページ目以降、中高年齢層が対象になる号給ほど比較的引き下げの幅が大きくなってございます。こういった措置をとることによって世代間の配分の是正を図るといったような形になってございます。参考までにご覧ください。

なお、この引き下げ等の措置がそのまま実施をされますと、職員の平均の年間給与は約18万3,000円、2.6%減になるという試算が出てございます。

続きまして、資料の1枚目にお戻りください。現在、この勧告につきましては、特別区長会から特区連、いわゆる組合に提案をされまして協議中でございます。この協議が整う、いわゆる妥結を見ますと、引き続きまして、所要の規定の整備が必要になります。それが資料の後段に書いてある「対応」の欄でございます。この勧告どおり実施をするということになりますと、まず1点目といたしまして、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正が必要になります。この改正につきましては、妥結後速やかに港区議会に議案として提出する必要がありますので、区長部局に依頼し、さらに意教育委員会に対する意見照会后、議案として区議会に提出する予定になってございます。現在のところ、11月下旬から開会予定の第4定例会に提出できるのではないかといい見込みが立ってございますが、いずれにしましても、妥結しないことには事務が先へ進めないという状況になってございます。

この条例が議会において議決をされますと、引き続きまして、幼稚園教育職員の地域手当に関する規則及び勤勉手当に関する規則の改正が必要になりますので、こちらについて当教育委員会にお諮りし、議決をいただくという流れになります。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの庶務課長の説明に対して、何かご質問ございませんか。

○澤委員 確認なのですが、2枚目の概要のポイントのところの2の「○」の2番目で、「世代間配分の是正を図る」という方針がありますけれども、これはどういう根拠というとおかしいですが、どういう理由ですか。

○小島委員長 どういう考えでという。

○澤委員 そう。どういう考えでこういうことが出てきているのか、その辺がちょっと不勉強で。

○庶務課長 人事委員会の考え方といたしまして、若い方と中高年齢層、特に高年齢層、いわゆる

年功序列型の賃金体系というものが余り極端であると、それは好ましくないといったような判断が働いた結果だと思えます。

○小島委員長 そうすると、この給与だけはそういうフラット化を図るけれども、もろもろの手当等を考えれば、現実のインカムとか、それはまた別問題という話ですか。

○庶務課長 そうですね。特別区人事委員会が発表した資料の3ページ目をご覧ください。

「参考1」は、先ほど説明した平均の減少額ですが、「(参考2)モデルケースによる試算」をご覧ください。これはあくまでも我々事務職のケースとしてご理解いただきたいと思えます。ケース1は25歳、扶養親族がなくて、住居手当があるというケースでございますが、左が給与月額の設定、右が年間給与でございます。あくまでもモデル試算ですが、改定後ですと年間352万3,000円が年収になります。その下、係長、40歳になりますと、年間給与について738万4,000円。さらに、ケース3、課長。ケース4、部長級になりますと、年間給与について1,248万3,000円という試算が出てございます。若い人ほど当然ながら年収が少ないということで、この差が余り大きくなるとは、若い人のやる気をなくすような部分が出てくるということで、その辺を少し改善を図ろうといったような趣旨でございます。

○澤委員 そうですか。何かわかったような、わからないような気がします。

○小島委員長 特別区人事委員会の関係は民間給与との比較を言っているわけですね。民間給与との比較でこうしますと言うのですが、0.何パーセントぐらい多いという、それを全部引き下げただけではなく、世代間の調整も今回やったという、ちょっと異質のものも入っているのですか。

○庶務課長 そうですね。そういった意味では、二つの視点がございます。

一つは、民間との比較において我々公務員の給与を定めるという大原則がございます。それが1点です。それによって平均0.38%引き下げる必要があるということです。それと同時に、公務員の賃金体系として、現行の賃金体系は若い人たちに少し気の毒ではないか、その辺を少しカバーする必要があると人事委員会として考えたということです。それがフラット化を図る趣旨でございます。

○小島委員長 そうすると、本勧告のポイントは1、2とあるから、二つの考え方で、二つの改善をしたということですか。

○庶務課長 おっしゃるとおりでございます。民間との比較において改定する必要があるのが1番の方ですね。2番目の「給与構造の改革」の中で、公務員の賃金体系そのものをこういう形に変えた方がいいという内容の勧告になってございます。

○小島委員長 今、民間企業で、年功序列を破壊するとか、そういう考え方が進んで、公務員にもそういう年功序列だけはいけないよと。能力給というのですか、仕事の実績に対する給与を重視する。

○澤委員 委員長の言われる趣旨だとわかるのです。ただ、年齢を重ねるだけで給料が上がるのはおかしい。けれども、そこに職位が関連してくるところは何か釈然としない。職位というのは、頑張っているからそういう職位がつくのだから、そこを下げるというのが世代間の格差を解

消することになるのか。要するに、単純に年を重ねるだけで給料が上がるというのはおかしい。そのように考えると、なぜ係長とか課長とか部長とか、そこを引き下げるのだろうか。

○小島委員長 そこがどうもよくわからない。

○庶務課長 実は、今の澤委員のご質問の部分は、先ほど参考資料でお渡しした幼稚園教育職員の給与表ではちょっとわかりにくい面があるのですが、我々一般の事務職員は、級がもっとたくさんございます。1級から9級までございます。それぞれの級が係長なり課長なりに位置づけられてございます。例えば私ですと、私は今、統括課長という立場にありますが、私に適用される給料表は7級です。一般の課長は6級、総括係長ですと5級、一般の係長ですと4級、以下、主任・主事が3級、通常の主事が2級、もしくは1級、こういう形で明確に分かれてございます。このフラット化は、そういった職層間のフラット化ではなくて、同じ給料表の適用を受ける人で、若い人と高齢ではかなり開きがある。ここを少し縮める必要があるのではないかということでフラット化を図るという趣旨でございます。

○小島委員長 それでわかりました。

○澤委員 1級なら1級で見れば、さっき伊藤課長が言われたように、号給というのは、年数というか年齢ですよね。だから、その少ない方はカットしない。号給の高いところはたくさんカットする、そういう意味ですか。

○庶務課長 そうです。

○澤委員 わかりました。

○小島委員長 そういう意味では、若年層を余り削っては気の毒ですからね。

そのほか何かご質問ございますか。

2 平成22年度幼稚園園児募集要項について

○小島委員長 それでは、次に進みます。

「平成22年度幼稚園園児募集要項について」、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 では、資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。来年度、平成22年度の幼稚園の園児募集についてでございます。

まず、1の「募集幼稚園及び募集定員」です。昨年度との変更点としましては、上から四つ目になりますけれども、白金台幼稚園の3歳児クラスが今年の4月スタートということで、来年度はこの3歳児25人が4歳児になりますので、4歳児の募集につきまして、例年どおり40名とすると、40から25を引いて15名ということになるところですけれども、昨年度の白金台幼稚園の3歳児の抽せんで繰り上がらなかった方、白金台幼稚園に入れなかった方が多数いらっしゃったということで、園長とも話し合った結果、4歳児の定員を50名としたものです。したがって、4歳児の募集は、50名から3歳児の25名を差し引いて25名という形になります。

ほかの募集定員につきましては昨年度と同様でございます。

2の「応募資格」についてですけれども、こちらは、港区に住所を有するということと、その他

該当する生年月日の条件を満たすことが必要でございます。

募集の日程でございますけれども、11月16日、月曜日から開始したいと考えております。受付は11月25日水曜日から27日金曜日まで。抽せんになる園につきましては、12月4日金曜日に抽せんを行います。抽せんは港区役所9階の大会議室を予定しております。その後、健康診断を経て12月下旬には入園の決定という運びになろうかと思っております。

4の「その他」についてですけれども、来年度から、入園料・保育料の口座振替を開始し、より簡便な取り扱いをする予定でございます。

説明は以上でございます。

○小島委員長 ただいまの学務課長の説明に対してご質問はありますか。

○澤委員 白金台のところで結構重要というのは、要するに3歳児がたくさん来てくれてあふれました。それで、ちゃんと1年間待っていてくれて4歳児で入っていただけるのか。そうではなくて、3歳の間に何とかしたいということでみんなそれぞれ保護者が対応してしまって、実は定員を上げたけれども意外と来なかったということが出てくるのか。要するに、3年保育というのがいかに重要なのかを考えている。その辺のバロメーターみたいになると思われます。抽せんにはずれた人が、1年間待ってどのくらい来てくれるかということですね。

○小島委員長 学務課長に予想しろと。

○澤委員 いやいや、そういうわけではありません。

○学務課長 確かにちょっと難しいところではありますけれども、今単純に、待機をしている方というのは30名弱いらっしゃいます。ただ、澤委員がおっしゃられたように、30名の中で、保育園に入ったとか、ほかの私立幼稚園に行ったとかということも考えられます。実際、「未就園児の会」というのがありまして、入園する前のお子さんが月2回ぐらい集まるという会があるのですが、白金台につきましては、それが10名前後ということですので、その方々は恐らく入ると思います。あとはその他の4歳児の方がどのくらい受けるのかということになろうかと思っております。25名の募集定員ですので、抽せんになるということは恐らくないと思うのです。

○澤委員 ここで入れないのが一番かわいそうですからね。特に中之町なんかの場合もかつて4歳児のところで行けなくなってしまったなどというケースもあったと聞いています。

○小島委員長 澤委員が言いましたけれども、中之町の3歳児20名、4歳児5名、これは例年と同じ数字でしたか？

○学務課長 はい。例年と同じでございます。

○小島委員長 中之町は、3歳児で入れなかった方が前は多かったのだけれども、最近は少なくなってきましたね。

○澤委員 若干ふやしたような気がしますね。

○教育長 5人ふやしましたね。前15名でしたからね。3歳児は15名で5人ふやしています。

○澤委員 それで今回は。

○教育長 20名にしたので、4歳児の定員も5名ふやしました。

○澤委員 わかりました。

○小島委員長 ほかに何かご質問ございますか。

○教育政策担当課長 先ほどの澤委員のご質問ですが、3年保育の要望が非常に高いというのは私も重々承知してございます。今後、私立幼稚園側と精力的に協議をいたしまして、可能な限り早期にできるだけ多くの幼稚園で3年保育が実施できるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○小島委員長 今、白金台幼稚園の4歳児25名というのは、私立幼稚園側と一応話し合いをしてオーケーをとったということなのですか。

○学務課長 私立幼稚園とは話をしてございます。

○小島委員長 わかりました。

ほかに何かございますか。幼稚園の件については、長年の問題がいろいろありますので、今、政策担当課長からその辺のお話があったのでぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日予定した案件は全て終了しましたが、ほかに何か配布資料等でご説明するものがありますか。

○庶務課長 本日この後、先ほど席上配布させていただいております郷土資料館で行われる特別展「増上寺徳川家霊廟」を、一般公開に先立ちまして内覧会ということで、ぜひ教育委員の皆様方にご覧いただければと思いますので、視察の場を用意してございます。教育委員会終了後、若干お休みいただいた後に視察をお願いできればと考えております。

「閉 会」

○小島委員長 それでは、本日は、これから視察で数カ所回る予定になっておりますので、これをもって閉会といたします。

次回は11月10日火曜日、午後2時からとなりますので、いつもと変わり、午後2時ということでよろしくをお願いします。

○庶務課長 次回の補足説明でございます。

次回につきましても、本委員会終了後、三田中学校の視察を予定してございますので、ご案内をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○小島委員長 本日はどうもありがとうございました。

(午前10時37分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 半田 吉恵